

令和 6 年 7 月 29 日

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録

秩父広域市町村圏組合議会

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

| | |
|-----------------------|----|
| 招集告示 | 1 |
| 議事日程 | 3 |
| 出席議員 | 4 |
| 欠席議員 | 4 |
| 説明のための出席者 | 4 |
| 職務のため出席した事務職員 | 5 |
| 開会・開議 | 6 |
| 議事日程について | 6 |
| 議席の指定 | 6 |
| 会議録署名議員の指名 | 6 |
| 会期の決定 | 6 |
| 諸報告 | 7 |
| 管理者提出議案の報告 | 8 |
| 管理者の挨拶 | 8 |
| 一般質問 | 10 |
| 議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 22 |
| 議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 24 |
| 議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 28 |
| 議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 29 |
| 議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 32 |
| 議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 35 |
| 議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 36 |
| 議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 39 |
| 閉会 | 40 |

秩父広域市町村圏組合告示第22号

令和6年第2回（7月）秩父広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

令和6年7月22日

秩父広域市町村圏組合
管理者 北 堀 篤

1. 期 日 令和6年7月29日（月）午前10時
2. 場 所 秩父市役所本庁舎4階議場

令和6年7月29日

秩父広域市町村圏組合議会定例会

秩父広域市町村圏組合議会定例会議事日程

令和6年7月29日午前10時開会

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸報告
- 第 5 管理者提出議案の報告
- 第 6 一般質問
- 第 7 議案第10号 専決処分について（令和5年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第5回））
- 第 8 議案第11号 令和5年度秩父広域市町村圏組合水道事業利益の処分及び決算の認定について
- 第 9 議案第12号 秩父広域市町村圏組合監査委員に関する条例及び秩父広域市町村圏組合水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第13号 秩父広域市町村圏組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第14号 令和6年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）
- 第12 議案第15号 令和6年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1回）
- 第13 議案第16号 財産の取得について（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車）
- 第14 議案第17号 秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について

(開会 午前10時00分)

出席議員 (16名)

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 小松穂波 | 議員 | 2番 | 高野佳男 | 議員 |
| 3番 | 清野和彦 | 議員 | 4番 | 内田均 | 議員 |
| 5番 | 本橋貢 | 議員 | 6番 | 赤岩秀文 | 議員 |
| 7番 | 木村隆彦 | 議員 | 8番 | 小櫃市郎 | 議員 |
| 9番 | 若林想一郎 | 議員 | 10番 | 関根修 | 議員 |
| 11番 | 若林光雄 | 議員 | 12番 | 四方田実 | 議員 |
| 13番 | 大島瑠美子 | 議員 | 14番 | 新井利朗 | 議員 |
| 15番 | 今井敏夫 | 議員 | 16番 | 高根保生 | 議員 |

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

| | |
|---------|---------------------|
| 北堀篤 | 管 理 者 |
| 森 真太郎 | 副 管 理 者 |
| 富田能成 | 理 事 |
| 黒澤栄則 | 理 事 |
| 大澤タキ江 | 理 事 |
| 鈴木光一 | 監 査 委 員 |
| 野澤好博 | 事 務 局 長 |
| 小林雅子 | 会 計 管 理 者 |
| 加藤好一 | 消 防 長 |
| 北堀史子 | 水 道 局 長 |
| 宮城敏 | 事 務 局 参 事 兼 長 |
| 笠原昇 | 総 合 調 整 幹 兼 長 |
| 濱田雅之 | 事 務 局 次 長 兼 長 |
| 本 峯 治 彦 | 事 務 局 次 長 兼 長 |
| 佐 宗 孝 幸 | 事 務 局 技 監 兼 秩 父 所 長 |

| | | | |
|---|---|-----|---------------------|
| 関 | 根 | みどり | 事務局専門員兼秩父環境衛生センター所長 |
| 児 | 玉 | 淳 | 事務局専門員兼清流園所長 |
| 手 | 島 | 均 | 事務局専門員兼会計課長 |
| 黒 | 沢 | 武徳 | 消防本部次長兼消防課長 |
| 鈴 | 木 | 和行 | 消防本部専門員兼予防課長 |
| 千 | 島 | 武 | 水道局次長兼大滝・荒川事務所長 |
| 原 | 島 | 健 | 水道局次長兼横瀬事務所長 |
| 井 | 上 | 昌行 | 水道局技監兼浄水課長 |
| 浅 | 見 | 修 | 水道局技監兼工務課長 |
| 岩 | 田 | 聡 | 業務課長 |
| 引 | 間 | 宣行 | 総務課長 |
| 石 | 渡 | 厚志 | 指揮統制第1課長 |
| 八 | 木 | 修 | 経営企画課長 |
| 浅 | 賀 | 進二 | 皆野・長瀬事務所長 |
| 権 | 頭 | 義典 | 西秩父事務所長 |

職務のため出席した事務職員

| | | | | |
|---|---|----|----|---|
| 濱 | 田 | 雅之 | 書記 | 長 |
| 横 | 田 | 真一 | 書記 | |

午前10時00分 開会

○開会・開議

議長（新井利朗議員） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第2回秩父広域市町村圏組合議会7月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

議長（新井利朗議員） 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○議席の指定

議長（新井利朗議員） まず、議席の指定を行います。

今回、組合議会議員の任期満了及び辞職に伴い、新たに組合議会議員になりました若林光雄議員、四方田実議員、内田均議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により議長において指名をいたします。

議席番号と氏名を書記に朗読させます。

書記。

（横田真一書記登壇）

横田真一書記 朗読いたします。

4番 内田 均 議員 11番 若林光雄 議員

12番 四方田 実 議員

以上です。

議長（新井利朗議員） ただいま朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。

○会議録署名議員の指名

議長（新井利朗議員） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名いたします。

16番 高根保生 議員

1番 小松穂波 議員

2番 高野佳男 議員

以上3名の方をお願いいたします。

○会期の決定

議長（新井利朗議員） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

○諸報告

議長（新井利朗議員） 次に、諸報告を行います。

まず、議会閉会中に組合議会議員の辞職を許可しましたので、報告いたします。6月5日付で秩父市選出の笠原宏平議員から組合議会議員を辞職したい旨の申出がありましたので、地方自治法第126条ただし書の規定により議長において許可をいたしましたので、ご報告いたします。

次に、常任委員会の委員の指名について報告いたします。秩父市及び皆野町から新たに選出された3名の議員については、委員会条例第5条第2項の規定により、議会閉会中に議長において若林光雄議員を総務常任委員会委員に、内田均議員及び四方田実議員を厚生衛生常任委員会委員に指名したので、ご報告いたします。

なお、現在総務常任委員会副委員長及び厚生衛生常任委員会副委員長が欠員となっております。次の休憩中に第2委員会室において総務常任委員会を、第3委員会室において厚生衛生常任委員会を開催し、副委員長を互選いただき、その結果を議長までご報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時10分

議長（新井利朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会において副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

総務常任委員会副委員長 若林 光雄議員

厚生衛生常任委員会副委員長 内田 均議員

以上のとおりであります。

次に、管理者から、令和5年度秩父広域市町村圏組合一般会計に係る予算繰越額及び水道事業会計に係る予算繰越額、継続費通次繰越額、継続費の精算並びに資金不足比率についてそれぞれご報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

この際、監査委員に説明を求めます。

鈴木監査委員。

(鈴木光一監査委員登壇)

鈴木光一監査委員 おはようございます。監査委員の鈴木でございます。地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施いたしました例月出納検査の結果につきましてご説明申し上げます。

お手元に配付されております報告書は、本年1月から5月までのそれぞれの月末現在における一般会計及び歳入歳出外現金、また水道事業会計について検査を実施したものでございます。これらについて検査しましたところ、現金出納簿の各月末残高はいずれも検査資料と符合し、正確に処理されておりました。また、各会計の現金につきましては、定期預金及び普通預金により保管されており、通帳、証書等の管理も適切に行われているものと認めました。

なお、本年5月末現在の一般会計及び歳入歳出外現金の残高は10億6,266万5,173円、水道事業会計の残高は48億3,563万9,158円であることを確認いたしました。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

議長（新井利朗議員） 以上で諸報告を終わります。

○管理者提出議案の報告

議長（新井利朗議員） 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

議案につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

○管理者の挨拶

議長（新井利朗議員） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

管理者。

(北堀 篤管理者登壇)

北堀 篤管理者 議員の皆様、こんにちは。新井議長からお許しをいただきましたので、一言管理者といたしましてご挨拶をさせていただきたいと存じます。

本日ここに秩父広域市町村圏組合議会7月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私とも大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

このたび皆野町議会から若林光雄議員、四方田実議員、秩父市からは内田均議員が新たに組合議員となりました。また、若林議員には総務常任委員会副委員長を、内田議員には厚生衛生常任委員会の副委員長をお務めいただくということでございます。お二人には、本組合事業の推進に当たりましてご指導賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

さて、し尿処理事業が組合の事務に移管され1年が経過をいたしました。この1年間、新し尿処理施設の建設に向けて、情報の収集、視察を実施し、計画策定に向けての準備等を行ってまいりました。今年度は、新し尿処理施設の建設整備に際し、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用いたしまして、交付金の申請に必要な循環型社会形成推進地域計画を策定するとともに、本組合に最適な汚泥処理センターの整備について、施設の基本となる汚泥再生処理センター施設整備基本計画の策定を現在進めているところでございます。これまでも増して事務局内での協議、調整が必要となることから、効率的な執務体制を構築するため、し尿政策課の事務室を7月1日から秩父市荒川総合支所の2階から秩父クリーンセンター内に移転し、執務を行っております。新し尿処理施設の建設に向け、関係職員全力を挙げて誠意努力しておりますので、引き続き議員の皆様のご指導とご協力をお願いを申し上げます。

今年度は、例年より遅い梅雨入りでしたが、梅雨入りしたとともに関東地方では体温並みの猛烈な暑さが続いた一方で、7月に入ってから九州地方の各地で線状降水帯が相次いで発生し、各地で低い土地の浸水、川の氾濫、土砂の崩落などが発生をいたしております。

また、12日の未明には愛媛県の松山市で土砂災害が発生し、甚大な被害をもたらしました。さらには梅雨前線の影響で、25日から26日にかけて、秋田県や山形県を中心に記録的な大雨となり、災害発生危険度が極めて高い状況が続いております。犠牲となられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災された皆様方に謹んでお見舞いを申し上げます。一日も早く日常生活を取り戻せますよう心からご祈念申し上げます。

また、秩父地域におきましても、令和元年10月の台風19号の影響によりまして、土砂の流出、地滑り、道路の崩壊等が発生し、大きな被害を受けております。当組合におきましては、ごみの収集、処理をはじめ、火葬場、消防・救急・救助、生活する上で欠かせない水道事業等、住民生活に直結をいたしまして、一時も休むことができない継続が求められる業務を担っておりますことから、大雨に対する警戒を高めるとともに、地域住民の安全や水道などのライフラインの確保に全力を挙げて対処してまいり所存でございますので、議員の皆様のご指導、ご協力をお願いをいたします。

それでは、本日執行部で提案いたします議案の概要につきまして説明をさせていただきます。本定例会でご審議いただきます議案は8件でございます。

まず、議案第10号 専決処分につきましては、3月29日付で専決処分いたしましたので、議会の承認を得たいものでございます。

議案第11号 令和5年度秩父広域市町村圏組合水道事業利益の処分及び決算の認定につきましては、地方公営企業法の規定に基づき、議会の議決と認定を得たいため、提出するものでございます。

次に、議案第12号 秩父広域市町村圏組合監査委員に関する条例及び秩父広域市町村圏組合水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、同法の規定を引用する条番号が繰り下げられたことに伴う条ずれによる改正を行

いたいものでございます。

次に、議案第13号 秩父広域市町村圏組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成16年8月から管理者等の報酬を一律1,000円としておりましたが、昨年2月の組合議会において議案の質疑を受け、理事会で協議を重ねた結果、報酬審議会を設置し、管理者等の報酬額の改正についての諮問を行い、この3月に答申書を手交いただきました。この答申結果に基づき、管理者等の報酬額を改める所要の改正を行いたいものでございます。

次に、議案第14号 令和6年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）につきましては、歳入では分担金及び負担金、財産収入、消防救急基金からの繰入金の増額、財源の振替による組合債の減額等を行い、歳出では理事及び会計年度任用職員の人件費及び事業費の増額等の補正を行うものでございます。

議案第15号 令和6年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1回）につきましては、建設改良費の見直し、これに伴う継続費の追加計上と消費税及び地方消費税還付金の変更等について補正を行いたいものでございます。

次に、議案第16号 財産の取得につきましては、秩父消防署に配備する災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の取得について、秩父広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めたいものでございます。

議案第17号 秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任につきましては、浅見雅夫委員が本年7月31日付で任期満了となるため、後任の委員を地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を得て選任したいものでございます。

以上、議案の概要について申し上げましたが、詳細につきましては担当者から説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

連日のように暑い日が続いておりますが、議員の皆様にはご自愛いただき、ご健勝にて秩父圏域の発展のためご活躍いただきますことをご祈念申し上げ、管理者といたしまして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○一般質問

議長（新井利朗議員） これより一般質問を行います。

お手元に配付してございます一般質問通告一覧表に従いまして、順次発言を許します。

発言に入る前に一言申し上げます。質問者においては、その内容を端的に述べられ、質問と答弁を含めて60分以内となっておりますことに特にご留意くださいますようお願いをいたします。また、これに対する答弁も要点を簡明に述べられるようお願いをいたします。

それでは、発言を許します。

3番、清野和彦議員。

(3番 清野和彦議員登壇)

3番(清野和彦議員) 皆様、おはようございます。議席番号3番、秩父市議会から選出の清野和彦です。議長の許可をいただきましたので、早速通告に従い質問をさせていただきます。本日は、大きく2つ質問をさせていただきます。

1番、PFAS(有機フッ素化合物)について。PFASとは、1万種類以上ある有機フッ素化合物の総称です。自然界で分解しにくく、水などに蓄積をします。欧米での研究では、発がん性や子供の成長への影響など有害性が指摘されています。人体や環境中ではほぼ分解されないため、永遠の化学物質とも呼ばれています。PFASのうち代表的なPFOSとPFOAは水や油をはじき、熱に対して安定的な特性があることから、消火剤やフライパンのコーティング剤などに使われてきました。

PFASは、国際的に条約によって廃絶や使用制限がされており、我が国では令和2年に飲み水についてはPFOSとPFOAを合わせて1リットル当たり合計50ナノグラムとする暫定目標値を設定しています。また、令和3年までに法令で製造と輸入が原則禁止となっています。

環境省が公表した令和4年度の自治体による河川や地下水などのPFASの調査結果では、秩父地域においては現在のところ国の暫定目標値以下の検出となっているようです。報道によりますと、国内には先ほど挙げた暫定目標値を大きく上回る数値が水道から検出されている自治体もあるとのことで、全国でPFASへの不安が高まっています。

そのような中、環境省と国土交通省は本年5月末に都道府県や事業者などに対し、9月末までに全国各地の水道約1万2,000か所の状況を報告するよう求める通知を出したとのことです。小規模な水道も含めた調査は初めてとのことで、その内容は令和2年から4年度にPFASを調べる水質調査をしたか、検出された場合の最高濃度、検出された浄水場名などの回答を求めているとのことです。

質問ですが、この環境省と国土交通省による水道におけるPFAS調査について、秩父広域市町村圏組合はどのように対応しているのか、また対応を予定しているのか伺います。

あわせて、住民の皆様の健康に大きく関わるPFASについて、組合としてはどのように対応をしていくことが望ましいと考えるか、お考えを伺います。

大きな2番です。秩父クリーンセンターの余熱利用について。地域脱炭素の実現に向けて、改めて熱利用が注目されています。自治体での余熱利用の事例としては、一般的なものに廃棄物処理施設におけるごみ焼却熱利用とごみ焼却発電があります。具体的には、ボイラーで発生させた温水や蒸気を暖房や浴場、温水プール等へ活用したり、近年では発電が有効な利用方法として導入が進められています。全国の廃棄物処理施設の施設数は、令和3年度末の調査取りまとめでは1,067施設となっており、そのうち余熱利用を行う施設数は740施設、発電設備を有する施設数は384施設となっております。

秩父広域市町村圏組合の秩父クリーンセンターでは、一般廃棄物の焼却に伴って発生する熱エネルギーをボイラーで蒸気に変換し、蒸気タービン発電機による最大1,400キロワットアワーの発電を行っています。発電した電力は、工場内の各機器及び照明等に賄われるほか、余剰電力は電気事業者に売却をしています。令和元年度からは秩父圏域内において、エネルギーを地産地消、資金循環等による地域経済の活性化を実現することができる秩父新電力株式会社に電力を売却しています。また、発電以外にも熱利用として、秩父クリーンセンター施設内の給湯や暖房、融雪装置などにも利用されており、経費の削減に役立っています。

質問ですが、組合の事業においてさらなる余熱利用の可能性はあるのか伺います。

また、今後余熱利用についてどのようになされることが望ましいと考えるか、お考えを伺います。

質問は以上となります。再質問は、質問席にて行わせていただきます。

議長（新井利朗議員） 3番、清野和彦議員の質問に対する答弁を求めます。

水道局長。

（北堀史子水道局長登壇）

北堀史子水道局長 ご質問の1、PFAS（有機フッ素化合物）についてお答えいたします。

まず、PFASについての国の調査でございますが、本調査の目的は、水道水質に関する目標値について今後検討するにあたり、水道施設におけるPFOS及びPFOAの検出状況を把握するためのものとされております。

調査項目は2つございまして、1つ目といたしましてはPFOS及びPFOAの水質検査の結果の確認、報告でございます。こちらの対応につきまして、水道局では埼玉県水道水質管理計画に基づき、別所浄水場の水源において、令和3年度から年4回、PFOS及びPFOAの水質検査を実施しております。検査結果ですが、県の検査機関の定量下限値である1ナノグラムパーリットル未満となっております。国の暫定目標値がPFOS及びPFOAの合計値50ナノグラムパーリットル以下でございますので、大きく下回っており、ほぼ検出されていない結果となっております。

次に、項目の2つ目でございますが、PFOS及びPFOAに関する実態調査の実施依頼でございました。PFOS及びPFOAを含む製品を処理する廃棄物処理施設等がない場合であっても、水源のPFOS及びPFOAが高濃度となっている可能性が否定できない状況となっていることも踏まえまして、水道事業者においては、水道原水または給水栓水中のPFOS及びPFOAについて可能な限り水質検査を実施し、濃度の把握に努めていただくようお願いがございました。

これを受け、水道局では埼玉県水道水質管理計画に基づき検査対象となっている別所浄水場以外の浄水場においても水質検査を実施することといたしました。その中で、主要な浄水場でございます橋立浄水場、小鹿野浄水場、姿見山浄水場及び皆野浄水場の4つの浄水場につきましては既に水質検査を実施しております。7月8日に採水を行い、7月23日に結果が出ておりまして、結果の値は全て今回の検査機関の定量下限値である5ナノグラムパーリットル未満でございました。なお、

残りの浄水場33か所につきましては検査費用が多額となるため、予算措置を講じた後に実施する予定であり、住民の皆様が安心して水道水をご利用いただけるよう努めてまいりたいと存じます。

次に、住民の健康に係るPFASについてどのように対応していくことが望ましいと考えるかのご質問でございますが、水道局といたしましては、水質基準に準じた検査等の実施に努め、水道水中のPFOS及びPFOAが暫定目標値を超えることがないように管理を行ってまいります。万が一、水道水で暫定目標値の超過が確認された場合は、水源の切り替えや活性炭処理等を実施し、濃度低減措置を行うなど、適切な対応を図ってまいりたいと存じます。

なお、水質検査結果につきましては、現在水道局ホームページや広報紙においても公表しておりますが、今回の検査結果につきましても順次掲載する予定でございます。

PFASにつきましては、国において現在目標値や水質基準の分類変更など、その在り方を検討しているところでございますので、今後も国の情報を収集してまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 事務局長。

（野澤好博事務局長登壇）

野澤好博事務局長 3番、清野議員のご質問のうち、2つ目の秩父クリーンセンターの余熱利用についてのご質問にお答えいたします。

現在秩父クリーンセンターでのごみを焼却した際に発生した熱エネルギー、こちら主には焼却炉に附属する廃熱ボイラーによる蒸気となりますが、こちらの有効利用につきましては、平成9年7月の施設竣工から施設内での給湯、暖房等に利用していることに加え、平成24年度から26年度で実施した施設の基幹的設備改良工事において設置をしました蒸気タービン発電設備による発電利用がございます。発電された電力は、施設内で使用している電力の供給及び余剰電力の外部供給、こちら余剰電力の売電ということになりますが、こちらを行っております。

発生した熱エネルギー、蒸気の使用率で見ますと、約8割が蒸気タービン発電設備での使用となりまして、給湯などその他の使用が損失を含め2割となっております。熱エネルギーのほぼ全量が利用されている状況でございます。このため、他の用途への余熱利用を行う場合には、蒸気タービン発電設備での熱エネルギー使用を抑制する必要がありまして、発電電力量が低下することとなります。秩父クリーンセンターで発電された電力のうち余剰電力は、秩父新電力株式会社へ全量を供給しており、秩父地域での電力の地産地消に大きく貢献されていること、また自家消費や売電収入により組合財政にも大きな利点もあることから、現況では他の余熱利用を行うことは考えておりません。

また、今後余熱利用についてどのように行われることが望ましいかにつきましては、先ほども述べましたとおり、現在の施設では蒸気タービン発電設備での利用が最善であると考えます。しかし、秩父クリーンセンターも竣工から27年を経過しまして、将来、施設の建て替えを検討する際には、

発電以外での余熱利用として、老人福祉施設等の社会福祉施設、温水プール等の公共施設や農業、養殖業等民間事業者への熱供給など様々な利用方法もありますので、今後研究してまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 3番、清野和彦議員。

3番（清野和彦議員） 各般にわたり、ありがとうございました。

まず、大きな1番ですけれども、PFASについてということで、局長どうもありがとうございました。別所浄水場をはじめ、橋立、小鹿野、姿見山、皆野というところをお調べいただいたということで、現在のところ国の暫定目標値以下ということで、承知いたしました。

こちらは、全国的な課題になっておりますし、報道でも見ますと、私もちょっと不勉強だったのですけれども、永遠の化学物質と呼ばれているということで、なかなか私たちの生活に付きまとうテーマになってしまっているのだなということが認識されました。そういった面で、引き続き秩父地域の住民の皆様の健康を守るために対応をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。こちらについては再質問ございません。

大きな2番です。秩父クリーンセンター余熱利用につきまして、こちらは事務局長、ありがとうございました。現在余剰電力が、全体の余熱利用の8割が電力のほう、発電に使われていて、2割が熱エネルギーに使われているというところで、現在の施設の中では全て使われている、一部少しロスみたいなものもあるような説明でしたけれども、ということで現在のところは余熱利用を考えていない、それ以上ということでしたけれども、中長期的には、やはり永遠に使える施設はありませんので、今後様々な検討をしていただければというふうに思います。

今回取り上げたのは、やはり平成24年時点で、そもそもの平成9年の竣工のときと比べると、脱炭素というのがものすごいテーマになってきているなと思っております。もちろんこれは気候変動に関わることですけれども、こういった脱炭素というものを地域の中で実現するための一つの核になる施設がこの焼却施設であるというふうに考えていますので、ぜひ今後さらに注目されていくと思いますし、様々な可能性調査なども、環境省なども含め、また行われていくのかなと思いますので、そういったところで検討をいただければというふうに思いました。

先ほども局長からありましたけれども、全国では温水プールであったりとか温浴施設、地域暖房、施設園芸などの温室、また取り上げていただきましたけれども、例えば海産物などの陸上養殖などにもこういった余熱が利用されているという事例が出てきているようです。そういった面で、新しい産業の創出であったりとか、雇用の創出にもこういった余熱利用というものは可能性があるなと思いますので、ぜひ大小様々な地方の導入事例なども研究いただきまして、組合としても中長期的に、積極的に検討をいただければというふうに思いました、今回取り上げさせていただきました。

最後になりますけれども、今回大きく1番、PFAS（有機フッ素化合物）について、2番、秩

父クリーンセンター余熱利用について質問させていただきましたけれども、ここで管理者について、この2点について、もし所感があれば伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（新井利朗議員） 管理者。

（北堀 篤管理者登壇）

北堀 篤管理者 清野議員の私に対するご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、PFAS（有機フッ素化合物）の問題につきましては、最近テレビ等でも大きく報道されておりまして、先ほど水道局長からも説明がありましたように、国の暫定目標値を超える濃度で検出された地点が日本でも数多く存在していること、また人間の健康に影響を及ぼすことが指摘されておりまして、この問題につきましては私自身も非常に危惧しているところでございます。

先日、内閣府の食品安全委員会がPFASに関する食品健康影響評価の結果を取りまとめたことなどを受け、環境省でも水道水におけるPFOS及びPFOAの目標値の在り方などにつきまして、本格的な検討に着手したとの報道がございました。検討会、専門家の会議におきまして、現行の暫定目標値50ナノグラムパーリットルの数値の見直しや検査の頻度、方法などに関する規定の在り方などが論議されておりまして、今後の動きが注目をされております。

こういった国のPFASの対策につきましても、その動向を注視しながら、秩父地域の水道水を安心して安全な飲用としていただくため、現行の基準に準じ、暫定目標値を超えない管理に努めるとともに、万が一数値が基準を超えた場合につきましては、適切な対応を行えるよう日頃の準備を徹底してまいりたいと思っております。今後のご理解もいただきたいというふうに思います。

次に、秩父クリーンセンターの余熱利用につきましてでございますが、先ほど事務方から説明があったとおり、昨今の電気料金の高騰、秩父新電力による電力の地産地消を踏まえると、現在の蒸気タービン発電での利用が最も効果的であると考えております。この発電事業によりまして、財政効果は平成26年度から令和5年度までの10年間でおよそ14億9,200万円の財政効果がありまして、自主財源の少ない組合財政の負担軽減に大きく貢献しておりますので、引き続きこのごみ発電を着実に運用していきたいと考えております。

また、将来につきましては、余熱利用について発電利用以外にも様々な利用方法もあることから、次期施設の建設、建て替えの際に、改めて地域の実情に合った方法などを模索する必要があるかと思っております。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 3番、清野和彦議員。

3番（清野和彦議員） 管理者、どうもありがとうございました。

それでは、私の質問は以上になります。ありがとうございました。

議長（新井利朗議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

議長（新井利朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、木村隆彦議員。

（7番 木村隆彦議員登壇）

7番（木村隆彦議員） 皆さん、こんにちは。7番、秩父市議会の木村隆彦でございます。傍聴にお越しの皆様には本当に酷暑の中、広域議会に関心をお寄せいただき、誠にありがとうございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

まず初めに、1として、消防本部におけるドローンの活用状況についてお伺いをいたします。このドローンに対する質問は、平成27年11月の定例会でドローンの活用を提案させていただきました。そのときの事例として、佐賀県武雄市の武雄署では、大地震を想定した被災者の救出を目的としたドローンを利用した災害訓練を実施。カメラを搭載したドローンが被災地の被災者の様子を撮影し、署員に映像を送信する形で行われました。モニターに映し出されている現場の様子を署員がチェックし、被災地に向かう署員に対して、被災者の様子や現場までの経路など無線で指示を行う訓練を紹介をさせていただきました。その当時、埼玉県内28消防本部でのドローンを活用しているところはありませんとの答弁をいただきました。その後、広域の議員向けの飛行訓練の状況も視察させていただきました。あれから9年がたち、ドローンの種類も機能も格段の進化をしていると思います。そこで、現在のドローン活用状況を伺います。

具体的には、（1）として、火災や災害におけるドローンの活用事例についてお伺いをいたします。

次に、（2）として、ドローン活用の組織及び訓練の状況についてお伺いをいたします。

次に、2として、ごみ分別について伺います。（1）として、ごみ収集車の火災についてお伺いをいたします。広域のホームページの新着情報では、5月17日に小鹿野町において、中身の残ったスプレー缶、カセットボンベがごみに出され、それを起因としたごみ収集車の火災が発生しましたと記載されておりました。どのような状況で火災が発生したのか、詳細をお伺いをいたします。

次に、（2）として、ごみ分別アプリの導入についてお伺いをいたします。昨年11月の定例会でごみ処理について一般質問を行いました。内容としては、新たな生活用品、リチウムイオン電池の処理方法について伺いました。今回のガスボンベの残りと同様にリチウムイオンも火災の原因となります。それらのごみ処理方法を周知徹底することが必要であると考えます。

今年の3月のごみカレンダー配布とともに、小型家電製品無料収集対象の早見表を作成していただきました。住民への戸別配布をしていただきました。アナログ的には非常に分かりやすい情報だ

と思っておりますので、発行していただきましたことに心より感謝を申し上げたいと思います。

また、多数の自治体で現在ごみ分別アプリを利用しております。県内でもさいたま市、所沢市、新座市、坂戸市、児玉郡、越谷市、北本市、八潮市、富士見市等、利用していない自治体のほうが少ないように感じます。利用することによってごみの分別方法の検索や、ごみ品目名から分別方法をキーワード検索できます。また、資源やごみの出し方についても便利帳で詳しい分け方や出し方の注意点などを確認できます。収集日カレンダーによりお住まいの地域を設定することで、収集日をカレンダー形式で確認できます。また、アラームで収集日をお知らせする機能もあり、そのほかにもごみに関する情報のお知らせや、乾電池など拠点回収施設の確認ができます。これらの情報を自分のスマホで簡単に検索できます。この分別アプリの開発会社は数社あるようで、開発企業によっては自治体負担が初期設定5万円、サーバー使用料月1万円、アプリ開発費用無料、アプリ保守費用無料という開発企業もあるようです。

今秩父市では、ラインで市の情報を提供し始めました。また、健康アプリの導入も行っています。私たちの生活にはスマホ情報は欠かせないものとなってきています。これらの状況を見ますと、秩父地域でもごみ分別アプリの導入を要望いたしたいと思いますが、お考えをお伺いをいたします。

以上で壇上での質問を終わります。再質問は質問席にて行います。

議長（新井利朗議員） 7番、木村隆彦議員の質問に対する答弁を求めます。

消防署長。

（笠原 昇総合調整幹兼消防署長登壇）

笠原 昇総合調整幹兼消防署長 木村議員の質問（1）、火災や災害時におけるドローンの活用事例についてお答えいたします。

秩父消防本部では、災害発生時における状況把握や情報収集を上空から迅速かつ効率的に行うことで、被害の軽減や未然防止につなげることを目的として運用しております。運用状況といたしましては、平成29年4月に消防活動用無人航空機運用要領を策定し、同年8月1日よりドローンの運用を開始いたしました。土砂崩れ等の二次災害が発生するおそれがある場所や水難事故現場での広範囲にわたる行方不明者の捜索。また、消防隊員が接近することが難しい現場において、ドローンで撮影した画像を指揮隊が確認して、効果的な現場指揮活動を行っております。

過去の活動件数を申し上げますと、令和3年から令和5年の3年間で50件の活動を行っております。年度別の活動件数として、令和3年度が活動件数13件で火災調査9件、救助活動2件、その他の消防活動2件、令和4年度が活動件数7件で、火災調査1件、自然災害1件、救助活動1件、その他の消防活動4件、令和5年度が活動件数30件で、火災調査7件、救助活動6件、その他の消防活動17件でございます。令和6年度につきましては、7月15日現在、活動件数15件で、火災調査2件、救助活動2件、その他の消防活動11件となっております。

過去の出動事例といたしまして、令和4年9月に発生した秩父市中津川地内の県道大滑ロックシ

ェッド崩落事故現場の人命捜索及び被害状況の把握に活用したほか、火災調査や水難救助による上空からの行方不明者の捜索活動にも活用しております。

続きまして、質問（２）、ドローン活用の組織及び訓練の状況についてお答えいたします。ドローン活用の組織でございますが、秩父消防本部消防活動用無人航空機運用要領に、運用管理者は指揮統制課長、飛行管理者は消防課長、操縦者は指名隊員となっており、現在指名隊員26名体制で運用をしております。災害現場では、飛行管理者である消防課長が指揮を執り、操縦者1名及び安全員1名以上を確保して対応をしております。また、災害現場で即時対応できるよう、指揮車にドローンを常時積載して運用をしております。

次に、訓練の現状についてでございますが、年間の訓練計画を作成し、計画を基に操縦訓練を実施しております。令和5年度の訓練日数は17日でございます。訓練内容でございますが、操縦技術を向上するため、離発着、ホバリング、前後左右の移動等の操縦訓練はもとより、空撮技術、これはドローンのカメラの撮影技術の向上にも努めております。また、この訓練とは別に水難救助隊員と連携し、ドローンを活用して上空からの捜索を行う訓練も併せて実施しております。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 事務局長。

（野澤好博事務局長登壇）

野澤好博事務局長 7番、木村議員のご質問の2つ目のごみ分別についてお答えをいたします。

まず、1番目のごみ収集車の火災についてでございますが、スプレー缶またはカセットボンベに残っていた可燃性ガスに起因すると思われるごみ収集中の車両火災が、今年5月17日の金曜日、午前9時25分頃に小鹿野町下小鹿野津谷木地内で発生したものでございます。

この火災の状況でございますが、委託会社の収集員が不燃ごみの集積場所で収集作業を行っていたところ、ごみを積み込む回転板の脇のところから煙が出始め、間もなく50センチほどの炎が立ち上ったため、直ちにその場で収集車両1台が通れる程度の幅の一部未舗装の道路上でございますが、その場で積んでいた全ての不燃ごみを下ろしております。これと併せ、携帯電話で会社へ一報を入れるとともに、収集車に積載してある消火器で消火を試みておりますが、短時間のうちに炎が1.5メートルほどに達したことから、119番通報をしております。また、火災に気がついた近隣住民が消火器を持ち寄り、収集員と一緒に初期消火に当たっていただくとともに、小鹿野町消防団の放水により、消防本部が午前9時49分に鎮火を確認しております。この火災では、積載していたごみの一部が焼けておりましたが、幸いにも収集員や近隣住民等にけがはなく、収集車も回転板の一部が黒くなった程度で事なきを得ました。なお、ごみを下ろす際に、数回ボンボンという爆発音がしたようでございます。その後、11時20分頃には消防による火災調査が終了し、再び燃えるおそれがないことを確認した上で、収集車にごみを積み込み、道路管理者の小鹿野町と周辺地権者にご承諾をいただいた上で、ごみの臭いが残らないように消防本部車両で道路に水をまいております。

なお、この火災の原因でございますが、回転板でゴミを押し込む際に、中身が残っていたスプレー缶またはカセットボンベから流れ出した可燃性ガスに、回転板の動作で金属がこすれるなどして発生した火花が引火したものと推定されます。

次に、2番目のゴミ分別アプリの導入についてでございますが、組合で独自に県内市町村における導入状況を調査しましたところ、議員のご質問にもありましたように、63市町村のうち31団体が導入しており、導入率につきましては49.21%でございました。このほかに市町村の公式ラインからホームページのゴミ分別情報等へアクセスできる団体や、他の行政サービスと一体となったアプリを利用する団体を含めると44団体、導入率にしますと69.84%の団体がスマートフォンを利用してゴミ分別等の情報を提供している状況でございました。

ご案内のとおり、ゴミ分別アプリにつきましては、家庭ごみの出し方や分別の仕方、収集日など、スマートフォンを活用してゴミに関する情報を手軽に住民が入手できるツールとして、また自治体側にとってもタイムリーに情報発信ができる便利なツールであることから、全国的に導入する自治体が増えており、当組合においても令和5年2月定例会におきまして、清野和彦議員からの一般質問に対して、経費削減のため導入を見送ったこともございますが、秩父地域での導入の可能性も含めて検討していきたいと考えている旨を答弁させていただいたところでございます。現在は、導入を前提として先進事例の調査、複数のアプリを比較、検討している段階でございます。

今後の見込みでございますが、市町廃棄物担当課とも協議を行い、早期に導入を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 7番、木村隆彦議員。

7番（木村隆彦議員） 7番、木村でございます。各般にわたりご答弁いただきまして、誠に感謝申し上げます。これより再質問を行います。

まず、2番目のゴミ分別についてということで、(1)のゴミ収集車の火災について再質問をさせていただきます。今後やはり事故を防ぐために対策というものが不可欠だと思っておりますが、その辺についてどのようにお考えか、お伺いをいたします。

議長（新井利朗議員） 事務局長。

野澤好博事務局長 木村議員の再質問にお答えさせていただきます。

事故を防ぐための対策についてとのご質問でございますが、まずは住民の皆様への重ねての周知、啓発が重要であると考えております。このため、注意喚起を目的としまして、車両火災当日から翌週にかけて事務局及び秩父消防本部からそれぞれ組合ホームページへ掲載をするとともに、ちちぶ安心・安全メールの配信を行っており、組合公式エックス、これは旧ツイッターと言われておりますが、開設後にも改めて周知を行ったところでございます。また、来月には構成市町の廃棄物担当課長会議において今回の火災の状況を説明した上で、各媒体を活用した周知への協力依頼を予定し

ておりますが、これ以降も組合として引き続き周知、啓発に努めてまいりたいと思っております。

なお、全国的に見ましても、ごみ収集車の火災はごみを押し込んで積むタイプのいわゆるパッカー車で多く発生していることから、ごみを押し込むことも火災の要因の一つと考えております。このことを踏まえ、住民への周知、啓発に加え、より安全な収集を行うため、今後は収集車両や収集区分の見直しも検討すべき課題であると認識しております。当組合では、スプレー缶やカセットボンベ、さらには小型充電式電池なども、パッカー車を使用した不燃ごみの区分で収集しておりますので、不燃ごみの収集をパッカー車からダンプ車や平ボディ車などのように詰め込まないタイプの車両に変更する方法がまず考えられます。また、収集するごみの区分を変更し、現在平ボディ車を使用している紙、布に併せて収集する方法や、さらには火災を起こす可能性のあるごみを一つにまとめて、新たな収集区分を設ける方法も考えられます。

しかし、車両を変更する方法や新たな収集区分を設ける方法では、収集車両を新たに整備する必要がありますので、予算的にコストがかかること、また平ボディ車で収集する紙、布に併せる方法では、広く周知を行っても一定数は不燃ごみに紛れて出されてしまうおそれが高く、根本的な解決につながりづらいことが課題として挙げられます。このため、他の自治体の事例を調査検討し、構成市町と調整を図り、収集を委託している事業者の考えなども参考としながら、収集作業の安全性向上のため、秩父地域に合った方法を速やかに構築していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 7番、木村隆彦議員。

7番（木村隆彦議員） 7番、木村でございます。

今回の事故、本当に大規模な事故にならずに済んだというのは、よかったのではないかなというふうに思います。やはりこのような状況を住民に認識していただくためにも、ごみ分別アプリを使用して周知徹底することも必要ではないかなというふうに思っております。本当に多くの自治体でごみ分別アプリを使っておりますので、それにより、また値段的にもかなり低額で抑えられると思っておりますので、来年度の予算でなく、補正予算で早急にぜひ対応をしていただければありがたいかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

続きまして、消防本部におけるドローンの活用状況について、ちょっと再質問をさせていただきます。3点ほど再質問を行いますので、1点ずつまずお伺いをしていきたいというふうに思っております。

現在活用されているドローンの機能はどのような機種を採用されているのか、お伺いをいたします。

議長（新井利朗議員） 消防署長。

笠原 昇総合調整幹兼消防署長 ただいまの質問にお答えいたします。

秩父消防本部で使用しているドローンは、小型軽量で持ち運びしやすいD J I M i n i 3 P r o

という機種1機を使用しております。動画及び静止面の撮影が可能なカメラを搭載しており、撮影した画像を確認できる機能がございます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 7番、木村隆彦議員。

7番（木村隆彦議員） 7番、木村でございます。ありがとうございます。

1機活用されているというふうなことでございます。この無人航空機の操縦者技能証明制度、いわゆる操縦ライセンスの制度について、操縦士さんの資格というものはどのような資格を持っておられるのかをお伺いをいたします。例えばレベル1で目視内の手動操縦飛行、レベル2として目視内の自動・自律飛行、レベル3として無人地帯における目視外飛行、レベル4として有人地帯における目視外飛行など、国家資格を持っているのかどうかについてもお伺いをいたします。

議長（新井利朗議員） 消防署長。

笠原 昇総合調整幹兼消防署長 ただいまの質問にお答えいたします。

現在秩父消防本部でドローンを使用する消防活動の範囲は、レベル4の飛行に値する活動は行っておりませんので、操縦ライセンスの取得者はおりません。レベル3以下の航空法で定める禁止されている空域については、許可・承認を航空局に1年間の包括申請を行っております。

26名の操縦者については、許可・承認申請時に登録を行っており、全ての操縦者が10時間以上の操縦教育を受け、技能確認を行い、運用管理者が指名した者を申請している状況でございます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 7番、木村隆彦議員。

7番（木村隆彦議員） 7番、木村でございます。ありがとうございます。

実質10時間以上の飛行訓練を行った方が操縦しているということで、国家資格等についてはお持ちでないというふうに理解をさせていただければというふうに思っております。

続きまして、3番目の質問といたしまして、今後のドローンの活用についてのお考えをお伺いいたします。令和4年9月に土砂崩落が発生し、物流が寸断された秩父市中津川地内の地域住民への冬季期間の生活支援の目的として、今年1月26日から3月末まで週1回、当該地域の地形の特質上、モバイル通信が不安定な環境であるため、衛星ブロードバンドサービス、スターリンクを活用して、auのモバイル通信環境を確保し、ドローンの遠隔自律飛行による物資の配送を実施しましたというふうなことが記載されておりました。食品や日用品など最大5キロの物資をドローンで複数回配送し、中津川の住民の皆様が冬季の期間の暮らしに貢献をしたというふうなことも聞いております。今後もこのような災害等がいつ発生するか分かりませんので、消防本部として今後の活用についてどのようにお考えか、お伺いをいたします。

議長（新井利朗議員） 消防署長。

笠原 昇総合調整幹兼消防署長 ただいまの質問にお答えいたします。

秩父消防本部では、災害発生時に消防隊員が早期に接近することが難しい自然災害現場の状況把握や情報収集、水難事故現場等での広範囲にわたる行方不明者の捜索、火災現場の焼損範囲や延焼方向の確認等を上空からの画像を基に迅速かつ効率的に行うことで、被害の軽減や未然防止につなげることを主目的として、今後も運用してまいりたいと考えております。

また、土砂災害等による孤立地域への物資搬送にありましては、市、町の担当部局と連携について話し合いを行い、消防としてどのような取組ができるかを今後考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 7番、木村隆彦議員。

7番（木村隆彦議員） 7番、木村でございます。ありがとうございます。いろいろ今後も活用していただければありがたいかなというふうに思っております。

意見を述べさせていただきます。総務省消防庁においても、消防団にドローンの配備を提唱いたします。また、消防消第99号の令和4年3月31日付で、各都道府県消防防災主管部長宛てとして、消防庁消防・救急課長名にて、消防本部における災害対応ドローンの更なる活用推進についてという通達も出ているというふうに聞いております。今後も消防本部におけるドローンの活用の充実を図るため、装備の充実や操縦者の増員、資格のレベルアップ等を行うことにより、火災等、災害時の赤外線カメラや暗視カメラを搭載することにより、現状把握や避難誘導も可能になると考えます。

昨今、出雲市の土砂災害や松山市の崩落自然災害が発生しています。孤立住宅等への物資の搬送等がスムーズに行えるような災害時に対応するためのハイスペック機の導入や、資格においてもやはり国家試験の資格を目指していただき、さらなる充実を図っていただきたいと要望しておきます。

現在佐野市の消防本部では、操縦士6名が国家試験の二等無人航空機操縦士免許を取得し、ドローンには指向性スピーカーの装備や物品投下装置も配備されたドローンが活用されているというふうなことも参考に申し添えます。

今後の活用にぜひ充実を図っていただき、秩父消防本部の活動にさらに活用ができるよう要望いたしまして、以上で7番、木村隆彦の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（新井利朗議員） 7番、木村隆彦議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（新井利朗議員） これより議案審議に入ります。

議案第10号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(野澤好博事務局長登壇)

野澤好博事務局長 議案第10号 専決処分について(令和5年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算(第5回))につきましてご説明申し上げます。

議案書の1ページを御覧ください。議案第10号 専決処分につきましては、令和5年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算(第5回)を専決処分書のとおり令和6年3月29日付で専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

令和5年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算書(第5回)の1ページをお開きください。本補正予算は、第1条のとおり繰越明許費を追加したもので、3ページの第1表、繰越明許費補正にございますように、第5款第1項消防費の個人防火装備整備事業269万3,000円を繰越明許費に追加したものでございます。

繰越しの理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、防火服等の縫製及び生地生産能力低下による情勢から、令和5年度内での納入が見込めないため、納入期限を令和6年8月31日まで延長したものでございます。

以上で議案第10号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(新井利朗議員) 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と言う人あり)

議長(新井利朗議員) 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(新井利朗議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(新井利朗議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長（新井利朗議員） 総員起立であります。

よって、議案第10号は承認することに決しました。

○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（新井利朗議員） 次に、議案第11号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

（北堀史子水道局長登壇）

北堀史子水道局長 議案第11号 令和5年度秩父広域市町村圏組合水道事業利益の処分及び決算の認定についてご説明申し上げます。別冊の令和5年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計決算書によりご説明申し上げます。お手元の冊子を御覧ください。

最初に、決算書の2ページを御覧ください。2ページから5ページは、水道事業決算報告書でございます。これは、款項に区分した各予算科目について、予算額とこれに対応する決算額を示したものでございます。これらの金額には、消費税及び地方消費税が課税されるものについては、全てその相当額を含んだものとなっております。

まず、2ページ及び3ページは、収益的収入及び支出の決算でございます。収入の決算額は、第1款水道事業収益の欄、決算額のとおり33億1,527万7,248円でございます。その内訳は、第1項営業収益23億1,313万3,981円、第2項営業外収益10億112万2,212円、第3項特別利益102万1,055円でございます。

次に、支出の決算額は、第1款水道事業費用の欄、決算額のとおり28億7,309万9,144円でございます。その内訳は、第1項営業費用27億8,895万5,892円、第2項営業外費用8,409万1,008円、第3項特別損失5万2,244円でございます。

次の4ページ及び5ページは、資本的収入及び支出についての決算でございます。これらの金額につきましても、収益的収支の決算と同様に消費税及び地方消費税の相当額を含んだものとなっております。収入の決算額は、第1款資本的収入の欄、決算額のとおり33億7,411万4,595円でございます。その内訳は、第1項企業債8億円、第2項出資金11億2,740万円、第3項他会計負担金3,832万2,595円、第4項県費補助金14億839万2,000円でございます。

次に、支出の決算額は、第1款資本的支出の欄、決算額のとおり51億7,083万584円でございます。その内訳は、第1項建設改良費46億9,482万113円、第2項企業債償還金4億7,601万471円でございます。

4ページの欄外の記載にありますとおり、資本的収入額から翌年度財源充当額を除いた資本的支出額に不足する額18億474万3,789円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,410万4,263円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億950万6,870円、過年度分損益勘定留

保資金12億4,862万2,185円及び減債積立金3億9,251万471円により補填しております。

次の6ページは、水道事業損益計算書でございます。令和5年度における水道事業の経営を明らかにするため、年度中に発生した全ての収益及び費用について、消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた額、いわゆる税抜き金額を記載したものでございます。上から11行目でございます。営業損失は5億8,402万3,581円で、営業収益から営業費用を差し引いた営業収支では赤字でございます。これは、料金収入では営業活動に伴う経費を賄えず、営業収支では黒字を計上できなかったものでございます。

ここで注意が必要なのは、中段でございます3、営業外収益の(5)、長期前受金戻入4億2,828万5,963円でございます。長期前受金戻入につきましては、過去に受けた補助金等を各年度に分割して収益計上したものであり、現金収入を伴わない収益と言えます。言わば理論上の収益と言えるものでございます。

次に、下から4行目の当年度純利益は1億5,695万4,624円と黒字になってはおりますが、これは先ほどの長期前受金戻入の4億2,828万円余りが計上されているためでございます。現金収入を伴う黒字ではないことをご理解いただきたいと存じます。このように純利益が計上されていても施設の改修に必要な現金、財源が増加しているわけではございませんので、この点を踏まえ、慎重な財政運営を行ってまいりたいと考えております。この当年度純利益に前年度から繰り越した利益剰余金1億8,876万6,785円を加え、さらにその下、その他の未処分利益剰余金変動額3億9,251万471円を加えたものが、一番下の行の当年度未処分利益剰余金7億3,823万1,880円となります。

それでは、令和5年度収支の主なポイントについて何点かご説明申し上げます。前年と比較し決算額に大きく相違がある部分についてご説明申し上げます。まず、収入といたしましては、1の営業収益の中の(1)、給水収益が前年度と比較し、約8,694万4,000円の減額となっております。これは、秩父市及び長瀬町が実施した地方創生臨時交付金を活用した水道基本料金の免除による影響と、使用水量が対前年比でおよそ1%減少した影響でございます。なお、秩父市及び長瀬町で実施した水道基本料金免除による減収分につきましては、(3)、その他営業収益によって両団体より負担金を繰り入れております。

次に、支出といたしましては、2の営業費用のうち(3)、総係費が基本構想等改定アドバイザー一業務委託等の実施により1,531万2,000円、(4)、減価償却費が償却対象資産の増加により1,752万8,000円、(5)、資産減耗費が橋立浄水場の整備が進んだことによりまして3,038万7,000円がそれぞれ増加となっております。これら前年度との比較につきましては、事業報告書のうち34ページにまとめてございますので、ご確認をいただければと存じます。

続きまして、8ページから9ページまでが水道事業剰余金計算書でございますが、資本剰余金及び利益剰余金が令和5年度中にどのように増減したか、その経緯を示したものでございます。なお、これら剰余金の令和5年度末残高は、11ページの貸借対照表の資本の部に掲載してございます。

次に、8ページ下段、水道事業剰余金処分計算書（案）についてご説明いたします。まずは6ページにお戻りいただきまして、水道事業損益計算書をもう一度御覧ください。下から4行目の当年度純利益1億5,695万4,624円及び前年度繰越利益剰余金1億8,876万6,785円、こちらにその他の未処分利益剰余金変動額3億9,251万471円を合わせた当年度未処分利益剰余金7億3,823万1,880円の処分を皆さんにお諮りするものでございます。

8ページにお戻りいただきまして、中段の処分計算書（案）を御覧ください。右端の数字が先ほどの値、当年度末の未処分利益剰余金残高7億3,823万1,880円となっております。その下の値が処分案となります。今回未処分利益剰余金のうち5,000万円を減債積立金に、令和5年度に減債積立金を取り崩したことで発生した剰余金3億9,251万471円を資本金にそれぞれ処分する予定でございます。処分後の未処分利益剰余金は2億9,572万1,409円となり、次年度に繰越しをいたします。なお、減債積立金につきましては、処分案が可決されれば、企業債元金償還の財源として使用が可能となります。

次に、10ページから11ページは水道事業貸借対照表でございます。水道事業の財政状態を明らかにするため、令和5年度の期末時点における保有する全ての資産と負債及び資本について記載したものでございます。

10ページが一番下でございます資産合計は500億533万41円、11ページ中ほどの負債合計は206億9,819万9,228円で、下から2行目に記載の資本合計は293億713万813円でございます。

次に、12ページ、13ページは貸借対照表に対する注記、14ページから37ページにかけては水道事業報告書、38ページからは水道事業キャッシュ・フロー計算書、40ページから42ページは収益費用明細書、44ページ及び45ページは固定資産明細書、46ページから53ページは企業債明細書でございますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

以上で議案第11号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（新井利朗議員） 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時00分

議長（新井利朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

2番、高野佳男議員。

2番（高野佳男議員） 先ほど水道局長から詳しいご説明いただいた中で、すみません、ちょっと聞き落としてしまったところがありますので、ご説明の内容を確認させていただきたいところがあるのですが、令和5年度の水道事業決算書の要点だけ申しますと、6ページのところで、一番下の段、当年度未処分利益剰余金7億3,823万1,880円という点をご説明いただきまして、それに基づき8ページの真ん中から下のところ、その剰余金処分計算書の案についてご説明いただきましたが、そのうち議会の議決による処分額として、減債積立金の積立てが5,000万円、資本金の組入れが3億9,251万471円、この2つの項目が今回の議案の内容なのですが、恐れ入ります、確認をさせていただきたいのはちょっとそれから外れるのですが、その下の処分後残高2億9,572万1,409円の今後の取扱いについてもう一度ご説明願えますでしょうか。

議長（新井利朗議員） 水道局長。

（北堀史子水道局長登壇）

北堀史子水道局長 ただいまのご質問でございますが、処分残高2億9,572万1,409円につきましては、そのまま処分せずに置いておくような形になります。それを置いておきまして、また来年度剰余金が入りまして、それと足し合わせていくという形で、足し合わせて、また来年度の決算において、またその金額がどのようになるかに基づいて、また来年度処分をしていくという形になって、順繰り順繰り持ち越しになってくる形になります。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり利益の処分については可決、決算については認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長（新井利朗議員） 総員起立であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（新井利朗議員） 次に、議案第12号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(野澤好博事務局長登壇)

野澤好博事務局長 議案第12号 秩父広域市町村圏組合監査委員に関する条例及び秩父広域市町村圏組合水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の4ページを御覧ください。この条例は、地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、地方自治法第243条の2が第243条の2の7へ、同法第243条の2の2が第243条の2の8へ条番号の繰下げが行われたことから、当該規定を引用する条例を一括して改正するものでございます。

該当する条例は、秩父広域市町村圏組合監査委員に関する条例及び秩父広域市町村圏組合水道事業の設置等に関する条例の2つの条例でございます。

なお、この2つの条例につきましては、令和2年4月1日に地方自治法等の一部を改正する法律が施行された際に、引用する地方自治法の条番号が繰下げとなっておりますが、現行条例では改正をしていない状態となっております。この際、最新の地方自治法の条番号となるよう改正を行うものでございます。

議案第12号参考資料を御覧いただきますと、秩父広域市町村圏組合監査委員に関する条例の新旧対照表でございます。こちらの第5条第1項及び第2項中の第243条の2第3項を第243条の2の8第3項に改めるものでございます。また、もう一枚の参考資料に秩父広域市町村圏組合水道事業の設置等に関する条例の新旧対照表では、第5条中の第243条の2第8項を第243条の2の8第8項に改めるものでございます。

なお、附則により本改正条例の施行日については、公布の日からとしてご提案するものでございます。

以上で議案第12号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（新井利朗議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と言う人あり)

議長（新井利朗議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（新井利朗議員） 総員起立であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（新井利朗議員） 次に、議案第13号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（野澤好博事務局長登壇）

野澤好博事務局長 議案第13号 秩父広域市町村圏組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の5ページを御覧ください。この条例は、秩父広域市町村圏組合特別職報酬審議会の答申に基づき、管理者等の報酬額等を改めるため、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要でございますが、まず報酬額の改正として、現在の管理者、副管理者及び理事の報酬額の年額1,000円を、改定前の年額と同額の管理者16万3,000円、副管理者11万3,000円、理事9万4,000円とします。

次に、支給方法の改正として、月の途中での就任あるいは退任の支給方法を現在の月額支給から日額支給に改正するとともに、年一括払いを上半期、下半期ごとの支給に改めるものとします。

議案書を御覧いただきますと、第2条において報酬額の改正を行い、第3条において支給の方法の改正を行うものでございます。

なお、附則により本改正条例の施行日については公布の日からとし、改正後の条例は令和6年4月1日からの遡及適用としてご提案するものでございます。

以上で議案第13号の説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（新井利朗議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

6番、赤岩秀文議員。

6番（赤岩秀文議員） 6番、赤岩です。

ご説明の中で、報酬審議会の答申によって、減額する前の元の金額に戻すということでご説明いただきました。報酬審議会というものは、なかなか開催されたのをしっかり見たことがないので、この報酬審議会、どのような方たちの構成メンバーで報酬審議会が開かれていて、この報酬審議会にそもそも腹案を持って行って審議をしてもらって元の金額に戻したのかどうか、その辺を一旦確認をさせていただきたいなと思います。

議長（新井利朗議員） 管理課長。

（濱田雅之事務局次長兼管理課長登壇）

濱田雅之事務局次長兼管理課長 6番、赤岩議員のご質問にお答えします。

まず、審議会の委員でございますが、市民代表を2名、商工代表、農業代表及び企業代表を各1名とし、秩父市及び小鹿野町から住民代表、横瀬町から商工代表者、皆野町から農業代表者、長瀬町からは企業代表者を推薦いただきました。

それから、2点目の審議の経緯ですけれども、まず令和6年1月12日付で当審議会に管理者、副管理者及び理事の報酬額の改定についてということで諮問をいたしました。平成16年8月に一律年額1,000円に改定されましたが、改定前の年額と同額の管理者16万3,000円、副管理者11万3,000円、理事9万4,000円とすることが妥当であると答申をいただいたところでございます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 6番、赤岩秀文議員。

6番（赤岩秀文議員） ありがとうございます。これ審議会のメンバーは非公開ということでよろしいでしょうか。

議長（新井利朗議員） 管理課長。

濱田雅之事務局次長兼管理課長 メンバーにつきましては公開でございます。

議長（新井利朗議員） 6番、赤岩秀文議員。

6番（赤岩秀文議員） これ確認は、どこですれば確認ができる形なのですか。常時この審議会委員はもう任命がしてあって、それで必要に応じて会議を開くという形なのかと思うのですけれども、どなたがなっているか確認をするためには、どこを見たらよろしいのでしょうか。

議長（新井利朗議員） 管理課長。

濱田雅之事務局次長兼管理課長 まず、審議会ですけれども、今回の審議会につきましては3月に答申をいただいた形で、既に委員の任期が終了しているということでございます。

答申の内容につきましては、ホームページ等ではまだ公開していませんので、今後そのような手続をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） ほかに質疑ございませんか。

3番、清野和彦議員。

3番（清野和彦議員） 3番、清野です。

1点確認なのですけれども、先ほど説明の中で、管理者、副管理者、理事の報酬の額が改定前の額という形になりましたけれども、審議会の中で改定前の額に戻ったのは分かるのですけれども、こういった議論があって、改定前のこの額でよいのではないかという答申になったかについて、少し伺えればと思います。

議長（新井利朗議員） 管理課長。

（濱田雅之事務局次長兼管理課長登壇）

濱田雅之事務局次長兼管理課長 3番、清野議員の審議内容につきましてお答えを申し上げます。

まず、審議経緯でございますが、報酬額が現在の年額一律1,000円としました経緯から、現状の組合の共同処理事業に対する理事の職務内容等の現状把握から、県内の類似団体である児玉郡市広域市町村圏組合、比企広域市町村圏組合、それから大里広域市町村圏組合と比較検討し、現在の職務内容に対して年額1,000円は適正とは言えないこと、また児玉広域の理事報酬額と改定前の報酬額が近い金額であったことなどを検討いただいております。

さらには、組合での業務時間による検討をいただきまして、各首長の給料を基に時給換算を根拠として、正副管理者及び理事の組合における業務時間に応じた報酬額を試算し、検討をいただいております。この結果、試算額と改定前の報酬額の差は、試算額が正副管理者で5,000円、理事で2,000円高い額でありましたが、おおむね同額であり、改定前の報酬額には合理性があるということで判断をされております。このような形で審議をいただいたところでございます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(新井利朗議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(新井利朗議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(新井利朗議員) 総員起立であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(新井利朗議員) 次に、議案第14号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(野澤好博事務局長登壇)

野澤好博事務局長 議案第14号 令和6年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1回)につきましてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入では病院群輪番制病院運営事業において、補助事業内容の改定に伴う各市町負担金の増額、秩父クリーンセンター隣接地高圧線鉄塔更新工事に伴う仮設道路等設置の土地貸付収入及び諸収入の増額、消防救急基金に係る運用利子の増額並びに財源振替に伴う組合債の減額などのほか、歳出では理事及び会計年度任用職員に係る人件費及び事業費に係る増額の予算措置を講ずるものでございます。

補正予算書の1ページを御覧ください。歳入歳出予算の補正は、第1条にありますように現計予算額の総額39億6,479万9,000円に歳入歳出それぞれ4,158万4,000円の増額補正を行い、補正後の予算額を40億638万3,000円としたいものでございます。

地方債の補正は、第2条にありますように、財源を地方債から消防救急基金に変更するため、廃止するものでございます。

4ページをお開きいただきますと、第2表、地方債補正がございまして、消防自動車整備事業及び救急自動車整備事業を廃止するものでございます。

それでは、歳入歳出補正の内容を補正予算事項別明細書にてご説明いたします。8ページ、9ペ

ージをお開きください。歳入は、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第3目保健衛生費負担金は64万円増額し、補正後の額を2億291万2,000円としたいものでございます。これは、組合が行う病院群輪番制病院運営事業に対する補助対象病院が、今年度から秩父病院と皆野病院の2病院となり、また運営事業に対する補助基準額が1日当たり8万円から20万円へ増額となったことにより、当初予算に計上した予算額との差額不足分を各市町に負担金として求めるものでございます。

第4款財産収入、第1項財産運用収入、第1目財産貸付収入は274万8,000円増額し、補正後の額を371万5,000円としたいものでございます。秩父クリーンセンター敷地に隣接した高圧線鉄塔建て替えに伴う土地貸付収入を増額するものでございます。第2目利子及び配当金は、消防救急基金利子5万6,000円を増額するものでございます。

第6款諸収入、第2項雑入、第1目雑入は2万1,000円増額し、補正後の額を1億2,366万9,000円としたいものでございます。こちらも秩父クリーンセンターに係る鉄塔建て替えに伴う立木伐採補償料を増額するものでございます。

第7款組合債、第1項組合債、第1目消防債は、地方債補正でご説明のとおり、財源振替により7,930万円全額を減額したいものでございます。

第8款県支出金、第1項県補助金、第1目衛生費県補助金は、2万円を増額したいものでございます。埼玉県トラック運送事業者燃料価格高騰支援金が交付決定となったためでございます。

第9款繰入金、第1項繰入金、第1目基金繰入金は、消防費に係る事業費の財源として消防救急基金から1億1,739万9,000円を繰り入れるものでございます。

歳入合計で4,158万4,000円の増額補正となります。

次に、10、11ページをお開きください。歳出は、理事報酬並びに会計年度任用職員の任用に伴う人件費補正が22万5,000円の減額、事業費補正が3,916万6,000円の増額、予備費補正が264万3,000円の増額となります。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費につきましては55万3,000円増額し、補正後の額を1億5,632万1,000円としたいものでございます。管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴い、第1節報酬を増額するものです。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目救急医療施設費は64万円増額し、補正後の額を5,857万6,000円としたいものでございます。歳入のご説明のとおり、補助基準額の引上げ等に伴い、第18節負担金、補助及び交付金を増額するものでございます。

第4目斎場費につきましては、県補助金の交付により財源振替をしたいものでございます。

第4款衛生費、第2項清掃費、第1目清掃総務費は65万3,000円増額し、補正後の額を1億74万6,000円としたいものでございます。指定ごみ袋製作配送受注者が変更となり、令和5年度中に製作した指定ごみ袋の繰越在庫分について、7月以降の配送費用が必要となったことから、第11節役務費を増額するものでございます。

第2目クリーンセンター費につきましては、財産収入及び雑入の増額に伴う財源振替をしたいものでございます。

第3目環境衛生センター費は117万7,000円増額し、補正後の額を1億4,904万1,000円としたいものでございます。会計年度任用職員の任用に伴う第1節報酬、第8節旅費を増額するものでございます。

第6目清流園費は113万8,000円減額し、補正後の額を2億6,296万6,000円としたいものでございます。

第1節報酬、第8節旅費は、会計年度任用職員の任用により増額するものでございます。

第3節職員手当と第4節共済費は、再任用職員2名分を当初予算に計上しましたが、人事調整の関係から年度末に会計年度任用職員の任用に対応することとなったため、減額するものでございます。

第12節委託料、第13節使用料及び賃借料は、し尿収集用のハンディーターミナル機が経年劣化により不具合を起していることから、リース契約により更新を行うことに併せ、ハンディーターミナル機が現在使用しているし尿収集用VCMシステムに適合する機種を選定調査を行うため、増額するものでございます。

第5款消防費、第1項消防費、第2目消防施設費につきましては3,700万円増額し、補正後の額を2億3,828万6,000円としたいものでございます。

第10節需用費は、経年劣化により耐熱性、耐水性等が機能低下となる個人防火装備品を更新のための増額、第17節備品購入費は、小型支援車4台分の購入のための増額をしたいものでございます。

第7款諸支出金、第1項基金費、第2目消防救急基金費は5万6,000円を増額したいものでございます。基金運用に伴う利息を基金に積み立てるものでございます。

次に、12、13ページをお開きください。第8款予備費、第1項予備費、第1目予備費につきましては264万3,000円増額し、補正後の額を3,264万3,000円としたいものでございます。

歳出合計で歳入合計と同額の4,158万4,000円の増額補正となります。

最後に、14ページから給与費明細書となりますが、説明は省略させていただきます。

以上で議案第14号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（新井利朗議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略い

たしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(新井利朗議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(新井利朗議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(新井利朗議員) 総員起立であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(新井利朗議員) 次に、議案第15号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

(北堀史子水道局長登壇)

北堀史子水道局長 議案第15号 令和6年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算(第1回)についてご説明申し上げます。

議案書の7ページを御覧ください。今回の補正は、収益的収入のうち営業外収益の消費税及び地方消費税還付金の変更と、資本的支出のうち建設改良費の変更と継続費の追加を行うものでございます。

第1条は省略いたしまして、第2条は業務予定量のうち(4)、主要な建設改良事業について、補正額に基づき記載しております。

次に、第3条、収益的収入についての補正でございます。収益的収入の第1款第2項営業外収益でございますが、136万2,000円を増額するものでございまして、今回の補正に伴う消費税及び地方消費税還付金の見直しによる補正でございます。

続きまして、第4条の冒頭の記述は、資本的収入が資本的支出に不足する額の補填財源に関する内容をそれぞれの項目と金額について補正するものでございます。

その下の段は、資本的支出の補正でございます。資本的支出の第1款第1項建設改良費でございますが、1,500万3,000円を増額するものでございまして、新たに新三沢送水ポンプ場築造工事及び

同工事の管理業務委託を追加計上し、並びに災害用の給水タンクを購入するため、工具、器具及び備品購入費を追加計上するものでございます。

次に、第5条、継続費の補正につきましては、新三沢送水ポンプ場築造工事総額5億7,100万円及び同工事に係る監理業務委託総額2,000万円を令和6年度から2か年の継続事業として追加計上するものでございます。

以上で議案第15号の説明を終了いたします。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（新井利朗議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（新井利朗議員） 総員起立であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（新井利朗議員） 次に、議案第16号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

消防長。

（加藤好一消防長登壇）

加藤好一消防長 議案第16号 財産の取得についてご説明申し上げます。

議案書9ページを御覧ください。本議案は、秩父広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めたいものでございます。

現在秩父消防署本署に配備されている災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車は配備から19年が経過し、老朽化が著しくなったため、災害出動などに支障を来す前に更新整備を図りたいものでございます。

この消防自動車は、消防車専用シャシーをベースに、4輪駆動で定員は5名となっております。水1,500リットルを積載できる水槽がついており、迅速に放水作業を行うことができます。名称に災害対応特殊とあるのは、総務省消防庁が定める緊急消防援助隊登録車両としており、他県で発生した大規模災害等へ出動可能な資機材を装備し、4輪駆動車であることなどの基準を満たした水槽付消防ポンプ自動車となっているためです。

取得金額につきましては、消費税込みで7,920万円でございます。令和6年4月25日に9業者による指名競争入札を執行し、落札者が株式会社モリタ東京支店となりましたので、契約したいものでございます。

以上で議案第16号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（新井利朗議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

1番、小松穂波議員。

1番（小松穂波議員） 1番、小松でございます。質問させていただきます。

まず、こちらのポンプ車なのですが、移行期間というのが7年3月31日、今年度ということになっていると思うのですが、もう少し詳しい期間、時間というかがもしお分かりになるようでしたら、教えていただければと思います。19年経過した古いポンプ車であるということなので、対応できるとは思うのですが、そこら辺もし分かればお願いします。

そして、もう一点お聞きしたいのが、こちら全員協議会のときに、株式会社ベルクさんから多額のご寄附をいただいて、そちらのほうを原資としてこちらのポンプ車を購入するというお話を伺ったのですが、このポンプ車のほかにも寄附金を原資としてこれから活用していくような事業、もしくは機材などあるようでしたら教えていただけますでしょうか。

議長（新井利朗議員） 消防長。

（加藤好一消防長登壇）

加藤好一消防長 小松議員のご質問にお答えします。

納入の時期ですが、恐らく2月末から3月中、これを考えております。

それと、ベルク様からの寄附金についての充当については、このほかに今年度購入予定の救急車、それから個人防火装備品等を充当する予定でございます。そのほかに、来年度になりますと救急車、

それから救急資機材、消防資機材の購入に充当したいと考えております。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） ほかに質疑ございませんか。

2番、高野佳男議員。

2番（高野佳男議員） 災害対応の特殊水槽付消防ポンプ車のことなのですが、前回導入してから19年経過して、経年劣化がかなり進んでいるということなのですが、参考に教えていただきたいのですが、こういった特殊な種類の車両の場合、減価償却期間とか、あるいは走行キロ数、通常の車ですと1年1万キロぐらい走って、例えば10年走ると10万キロとかいうあたりが買換えの目安とか、そういうのがあると思うのですが、こういった車両の場合ですと、更新の時期に関する何か基準のよなものはあるのでしょうか。

議長（新井利朗議員） 警防課長。

（黒沢武徳消防本部次長兼警防課長登壇）

黒沢武徳消防本部次長兼警防課長 2番、高野議員からのご質問にお答えいたします。

秩父消防本部車両更新基準により、消防車両の更新基準を16年から18年を目安といたしております。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（新井利朗議員） 総員起立であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（新井利朗議員） 次に、議案第17号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

管理者。

（北堀 篤管理者登壇）

北堀 篤管理者 議案第17号 秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任についてご説明をさせていただきます。

本組合の公平委員会の委員である浅見雅夫さんにつきましては、本年7月31日で任期が満了となるため、外池秀彦さんを議会の同意を得て選任したいため、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づきまして提案するものでございます。

外池秀彦さんの住所、生年月日は議案書に記載のとおりでございます。現在外池さんは長瀨町の公平委員会委員長職に就かれております。

なお、委員の任期につきましては、地方公務員法第9条の2第10項の規定によりまして、令和6年8月1日から令和10年7月31日までとなります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（新井利朗議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

本案はこれを同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長（新井利朗議員） 総員起立であります。

よって、議案第17号はこれを同意することに決しました。

○閉会の宣告

議長（新井利朗議員） 以上で今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これもちまして令和6年第2回秩父広域市町村圏組合議会7月定例会を閉会いたします。

閉会 午後 1時42分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年7月29日

議 長 新 井 利 朗

署名議員 高 根 保 生

署名議員 小 松 穂 波

署名議員 高 野 佳 男